



村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311

小石原庁舎 74-2311

総務課

確定申告が始ります。「税の申告は正しくお早めに」

所得税・村県民税の申告期間（所得税の確定申告期間）

2月16日（木）～3月15日（木）

受付場所・受付期間

受付場所	宝珠山庁舎	小石原庁舎
受付期間	2月16日（木）～3月15日（木） （土・日曜日を除く。）	2月22・29日、3月7・14日 （期間中の水曜日）

宝珠山庁舎では、期間中は毎日（平日）受付を行います。小石原庁舎では、水曜日だけの受付とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

交通事情等の理由により、水曜日以外の日に小石原庁舎での申告を希望される方は、事前にご連絡下さい。（TEL72 2311 総務課税務係）

農業者申告相談会

場 所	基幹集落センター 2階 研修室	1月27日（金）午後2時～
-----	-----------------	---------------

税務署より農業所得の申告について説明がありますので、農業収入、経費がわかる資料等をご持参の上、ご出席ください

所得税の確定申告

【申告が必要な人】

商業・工業・農業・医業などを営んでいる人

家賃・地代・不動産売却などの所得がある人

平成23年中の各種の所得金額の合計が基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・その他の所得控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。

給与所得者

給与所得者は通常、年末調整で税金の精算が行われているので所得税の申告は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人は、申告が必要です。

給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人

給与を2ヶ所以上の事業所からもらっている人

給与収入の年額が2,000万円を超える人

村県民税・国保税の申告

村県民税・国民健康保険税の申告書は、1月中旬に連絡員さんを通じて各世帯に配布します。

【申告が必要な人】

平成24年1月1日現在、本村に住所がある方（住民基本台帳に登録されていない方でも本村に住んでいる方）は申告しなければなりません。（パート・アルバイト等の収入のある方、農地を貸して貸付料をもらっている方等も申告が必要です。）

平成23年1月から12月までに所得がなかった方も必ず申告してください。

（非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの基礎資料に必要です。）

所得税の申告をされた方や、平成23年1月から12月までの所得が給与所得のみの方（勤務先より村へ給与支払報告書の提出があった方）は申告の必要はありません。

申告や納税相談に必要なもの

【所得税・村県民税・国保税】

申告書...申告書の送付を受けている人は、その「申告書」。所得税の申告は「確定申告書」、村県民税・国民健康保険税の申告は「村県民税申告書」

印鑑...口座振替希望者の方は、通帳とその印鑑

源泉徴収票...給与や年金などのある人は「平成 23 年分源泉徴収票」

帳簿書類...事業所得、不動産所得、農業所得などがある人は「収入・仕入・必要経費などが分かる帳簿書類」

社会保険料・生命保険料・損害保険料の所得の控除を受ける人は「社会保険料や生命保険料などの証明書」

雑損控除を受ける人は「損害を受けた住宅・家財の証明書」

医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書と明細書・保険金などで補てんされる金額の明細書」

寄付金控除を受ける人は「寄付の証明書」

配当、住宅借入金などの所得税額控除を受ける人は、建物の登記簿謄本などの「税額控除に必要な書類」

所得税の還付申告

～こんなとき申告すれば納めた税金が戻ってきます～

給与所得者で確定申告をする必要のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

【住宅ローンを利用してマイホームを取得したとき】

住宅ローンを利用してマイホームを新築や購入、増改築したときは、一定の要件を満たせば入居した年から最高 15 年間の選択で、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この控除を受けるには確定申告が必要です。

【年間の医療費が 10 万円または所得の 5 %を超えたとき】

家族の病気やけがなどで平成 23 年中に支払った医療費が、10 万円または所得の 5 %を超えると、医療費控除を受けることができます。

この控除対象は、診療・治療・出産のための診察費や入院のほか、入院中の食事代、薬代、歯の治療代、医師の処方に基づく治療費のためのマッサージや針代、成人のおむつ購入費（医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。ただし、要介護認定を受け 2 回目以降に医療費控除を受ける人は、いくつかの要件を満たしていれば、役場住民福祉課が発行する書類でおむつ証明書に代えることができます。詳しくは住民福祉課へおたずねください。）などで、このうち、社会保険から支給される療養費や生命保険会社から支払われる入院給付金などを差し引いた自己負担額です。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。

簡単！スピーディー！！ ネットでどこでも申告・納税

自宅やオフィス、事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます

詳しくは

e-Tax ホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課（電話：72 2311）まで

平成 24 年度（平成 23 年所得分）からの村県民税の扶養控除および寄付金税額控除の一部が改正されます。

【扶養控除の改正】

16 歳未満の扶養控除（33 万円）と 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12 万円）が廃止されました。（平成 24 年度からの適用になります。）

	上乗せ分 12 万円 廃止			同居老親 7 万円
一般（年少） 扶養控除 33 万円 廃止	特定扶養控除 33 万円	特定扶養控除 45 万円	一般（成年） 扶養控除 33 万円	老人扶養控除 38 万円
～ 15 歳	16 歳～ 18 歳	19 歳～ 22 歳	23 歳～ 69 歳	70 歳～
控除対象扶養親族				
扶養親族				

【同居特別障害者に対する障害者控除の見直し】

扶養控除の改正に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に同居特別障害者加算（23 万円）をする措置に代えて、障害者控除の額に加算する措置へ変更されました。（控除の合計額に変更はありません）

なお、16 歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除の適用はなくなりますが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除は適用になります。

● 一般の控除対象扶養親族の場合

改正前	改正後
障害者控除 (特別障害) 30 万円	障害者控除 (特別障害) 30 万円
同居特別障害者加算 23 万円	同居特別障害者加算 23 万円
扶養控除 33 万円	扶養控除 33 万円

● 年少扶養親族の場合

改正前	改正後
障害者控除 (特別障害) 30 万円	障害者控除 (特別障害) 30 万円
同居特別障害者加算 23 万円	同居特別障害者加算 23 万円
扶養控除 33 万円	扶養控除 33 万円 廃止

【寄附金税額控除の拡充】

寄附金税額控除の適用下限を 5,000 円から 2,000 円に引き下げます。

平成 23 年 1 月 1 日以後に寄附金として支払ったものに限りです。

東日本大震災関連の寄附金等についても、寄附したことが証明できる書類等をお持ちの方は寄附金税額控除の対象になる場合があります。

【問合せ先】

所得 税・・・甘木税務署 TEL 22-2720

村県民税・・・東峰村役場 総務課 税務係 TEL 72-2311

国民健康保険税・・・東峰村役場 住民福祉課 国民健康保険税係 TEL 74-2311

住民福祉課

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料免除制度があります。

国民年金(基礎年金)3つのメリット

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 1. 老後を支えます | 老齢基礎年金 |
| 2. 病気やけがで障害の状態になったときに支えます | 障害基礎年金 |
| 3. 加入者がなくなったとき、子のある配偶者、子を支えます | 遺族基礎年金 |

世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です

公的年金制度は2階建て

日本の公的年金制度の仕組みは1階が国民年金(基礎年金)、2階は厚生年金保険などの2階建て構造になっています。(平成22年度末)

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話:74 2311)まで

企画振興課

平成24年経済センサス活動調査について

経済センサス活動調査は、全国すべての企業・事業所が対象の「経済の国勢調査」です。

調査結果は大切な資料として私たちの暮らしや身近な地域、日本のこれからのために役立てられます。

1月末までに調査員が訪問し調査票をお届けしますので、ご協力をよろしくお願いします。



お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 企画振興課(電話:74 2311)まで

高倉村長

12月16日～1月15日の動き

12月

- 14(水) 東峰村議会定例会 ~ 16日
- 15(木) 小石原川ダム検討会議(久留米市)
- 19(月) 報酬等審議会(答申)
- 21(水) 事業現場検証
- 22(木) 甘木・朝倉広域圏定例議会(朝倉市)
- 26(月) 住民福祉課・総務課入札会
- 28(水) 仕事納め式

1月

- 4(水) 東峰村 成人式
- 5(木) 県庁及び関係機関 年始(福岡市)
- 7(土) 部落開放同盟新春旗開き(朝倉市)
- 8(日) 東峰村 消防出初式
- 10(火) JAトップセールス ~ 11日(京浜市場)
- 13(金) (株)ふるさと村取締役会
- 14(土) 甘朝連合 新春の集い(朝倉市)

村長の行動記録からいくつかを抜粋し紹介したものです。